

【規定改定】 新旧対比表（2026年9月1日（火）改定）

1. 据置定期預金規定

条項	現状	本件後（改定箇所に <u>下線</u> ）
第4条 預金の解約、書替継続	(1) ～ (4) （省略）	(1) ～ (4) （省略）
	(5) <u>新設</u>	(5) <u>当行は、預金者に通知することにより、この預金を解約できるものとします。この場合、解約の通知の発信から解約の効果が発生する日までに、3か月以上の期間を設けることとします。</u>
	(6) <u>新設</u>	(6) <u>当行は、(5) の通知と併せて預金者に通知することにより、(5)の定める解約の効果が発生する日に、次に掲げるこの預金の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をもって、期間5年のスーパー定期に預入することができるものとします。なお、①の場合において、解約の際に生じた利息は、あらかじめ指定している預金へ入金するものとします。解約した資金で、定期預金を作成した場合に、第三者の利益を害すもしくは、損害を与える恐れのあるものは、当行所定の管理口座に解約した資金を入金するものとします。</u> <u>①預金者がこの預金の申込時に満期日の取扱いを利息受取型と選択した預金 この預金の元金</u> <u>②預金者がこの預金の申込時に満期日の取扱いを元金成長型又は非継続と選択とした預金 この預金の元利金</u>